

(案)

平成 30 年 5 月 日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県環境審議会

総合政策部会長 青木 清

愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について（報告）

平成 30 年 1 月 22 日付けで当部会に付託のありましたこのことについては、
別添のとおり報告します。

担当 愛知県環境審議会総合政策部会事務局

〔愛知県環境部地球温暖化対策課
調整・企画グループ〕

電話 052-954-6213 (ダイヤル)

愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について
(報告) (案)

平成30年5月 日

愛知県環境審議会 総合政策部会

目 次

はじめに	1
I 地球温暖化対策の動向	2
II 条例と戦略による地球温暖化対策の推進	3
III 地球温暖化対策推進のあり方	
1 新たな条例の必要性	4
2 生活環境保全条例の見直しの方向性	4
3 新たな条例に位置付けて各主体が取り組むべき事項	
(1) 各主体の役割の明確化	
ア 県の責務	5
イ 県民の責務	5
ウ 事業者の責務	5
(2) 暮らしにおける地球温暖化対策	
ア 低炭素型ライフスタイルへの転換	6
イ 家電製品の省エネ情報提供の促進	6
(3) 事業活動における地球温暖化対策	
ア 低炭素型の事業活動の促進	6
イ 低炭素型の技術・製品・サービスの供給の促進	8
ウ 行政による率先取組の推進	9
(4) 自動車利用と地域づくりに係る地球温暖化対策	
ア 環境負荷の低い交通・運輸への転換	9
イ 自動車使用に伴う環境負荷の低減	9
ウ 環境負荷の少ない都市づくりの推進	10
(5) 低炭素なエネルギーの推進	10
(6) 温室効果ガスの吸収源対策	10
(7) 低炭素社会の形成に向けた人づくり（環境学習・教育）	11
(8) 気候変動の影響への適応	11
(9) 地方自治体実行計画の策定等	12
4 生活環境保全条例により取り組むべき事項	
(1) 環境に配慮した建築物の普及	12

(2) 自動車の使用に伴う環境負荷の低減	
ア 自動車の走行量の抑制	12
イ 自動車使用に伴う環境負荷の低減	13
(3) 廃棄物由来の二酸化炭素対策	13

参考資料

現在の地球温暖化対策計画書制度の概要	14
今後の地球温暖化対策計画書制度のイメージ	15
愛知県環境審議会総合政策部会における審議経過	16
愛知県環境審議会総合政策部会構成員名簿	17

はじめに

産業革命以降、人類はエネルギーや資源を消費することで豊かな文明を築いてきたが、化石燃料の大量消費によって大気中の二酸化炭素濃度は徐々に上昇しており、地球の平均気温の上昇に伴って異常高温や大雨・干ばつの増加等様々な気候の変化が生じている。また、農林水産業や自然災害、生態系、健康等に対して深刻な影響が引き起こされることも懸念されている。このため、温室効果ガスの排出を低減し、地球温暖化の進行を抑制することはもとより、既に現れつつある気候変動の影響に対して対処していくことが極めて重要となっている。

国際社会では、2015（平成 27）年 12 月、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」が採択され、我が国では、同年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」が、それぞれ閣議決定された。

こうした中、愛知県では、2018（平成 30）年 2 月、県の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な実施を図る計画として新たな地球温暖化防止戦略を策定した。

この戦略の目標の達成に向けては、県民、事業者、行政等の全ての主体が問題意識を共有し、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があることから、知事は、2018（平成 30）年 1 月に、関係条例の見直しも含め、「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方」について愛知県環境審議会に諮問した。

同審議会から付託を受けた同審議会総合政策部会において、~~県民からの意見募集を行ったうえ、本報告をとりまとめた。3回に亘る審議を重ねてきたが、今後、答申を取りまとめていくに当たっては、広く県民の方々の意見をお聴きする必要があると考え、このたび、これまでの審議の経過を「中間とりまとめ」として公表することとした。~~

I 地球温暖化対策の動向

我が国は、2002（平成14）年、先進国に対して温室効果ガスの排出削減を義務付けた「京都議定書」を批准し、温室効果ガス排出量を2008年から2012年で1990年比6%削減する目標を掲げ、その目標達成に向けた国内体制の整備を進めてきた。そして、愛知県では、2003（平成15）年にこれまでの「愛知県公害防止条例」を「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）に全面改正し、県による地球温暖化の防止に係る実行計画の策定や大規模事業者に対する地球温暖化対策計画書等の提出義務といった地球温暖化対策を盛り込んだ。

2005（平成17）年には、地球温暖化の防止に係る実行計画である「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、2012（平成24）年にはこれを「あいち地球温暖化防止戦略2020」に改訂し、地球温暖化対策を推進してきた。

こうした取組にもかかわらず、愛知県の温室効果ガス総排出量はむしろ増加しており、2013（平成25）年度では1990（平成2）年度比で8.7%増加している。この要因の一つとして、東日本大震災の発生以降、火力発電への依存度が増していることがあげられる。部門別で見ると、家庭部門では、機器の効率化や節電等による削減効果が、家電機器の増加・多様化・大型化等によって打ち消され、世帯当たりの排出量が1990年度とほぼ変わっておらず、世帯数の増加に伴って排出量が増加している。また、業務部門では、機器の効率化や節電等による削減効果がオフィス等におけるOA化、空調・照明等の設備の増加、営業時間の延長等によって打ち消され、床面積当たりの排出量が1990年度とほぼ変わっておらず、延床面積の増加に伴って排出量が増加している。

一方、世界では、2013年から2014年にかけて、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）から第5次評価報告書が公表され、今世紀末には世界の平均気温が最大4.8℃上昇する可能性があることが指摘された。この報告を受け、前述したとおり、2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（以下「COP21」という。）において、京都議定書に代わる新たな国際枠組として歴史上初めて途上国も含む全ての国が参加する「パリ協定」が採択された。パリ協定では、世界共通の長期目標として「2℃目標」が設定され、今世紀後半には温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡のとれた脱炭素社会の実現が目指されている。

我が国においては、2015（平成27）年11月に気候変動の影響への適応を総合的かつ計画的に進めるための計画として「気候変動の影響への適応計画」が、また、2016（平成28）年5月に我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するた

めの計画である「地球温暖化対策計画」が、それぞれ閣議決定され、地球温暖化対策が大きく動き始めたところである。

愛知県ではこうした情勢を踏まえ、国の目標や今後取り得る施策を考慮して、2018（平成30）年2月に、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという新たな目標を掲げた「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定した。ここでは、この削減目標を達成するためには、県民、事業者、市町村等あらゆる主体による積極的かつ自主的な対策・取組を、これまで以上に強力で強力に推し進めることが不可欠であるとされている。

II 条例と戦略による地球温暖化対策の推進

本県ではこれまで、地球温暖化対策については、生活環境保全条例及び同条例第72条に基づき策定された「あいち地球温暖化防止戦略」（改訂版の「あいち地球温暖化防止戦略2020」も含む）により進められてきた。

同条例第73条に定める「事業者に対する地球温暖化対策計画書制度」、同条例第75条の3に定める「建築主に対する環境配慮計画書制度」、同条例第79条に定める「低公害車導入義務等」は、「あいち地球温暖化防止戦略」においても重要な施策として位置付けられ、まさに条例と戦略の両輪で、地球温暖化対策を進めてきた。

今回もその枠組みを維持して、先頃策定された「あいち地球温暖化防止戦略2030」と条例の両者により、地球温暖化対策を進めることが重要であると考えている。

Ⅲ 地球温暖化対策推進のあり方

1 新たな条例の必要性

地球温暖化の原因となる温室効果ガスのほとんどは、日常生活や事業活動におけるエネルギーの消費に伴って排出されることから、県民、事業者、行政等の全ての主体は、温室効果ガスの排出削減において、自らが果たすべき役割及び責務を自覚しなければならない。

しかしながら、これまでの生活環境保全条例では、県、事業者、県民の責務は、「公害の防止」、「環境への負荷の低減」等に関して定められたものであった。確かに「環境への負荷の低減」において、県は、温室効果ガスの排出抑制のための計画を立て、事業者及び県民はその計画に従い地球温暖化防止の措置に努めることとされている。しかし、そこでは地球温暖化対策に関する各主体の責務が直接定められてはいない。

また、「あいち地球温暖化防止戦略 2030」に掲げた高い温室効果ガス排出削減目標の達成には、すべての主体がこれまで以上に自主的かつ積極的に取組を進めるとともに、互いに連携・協働して取り組んでいくことが必要である。

こうしたことから、地球温暖化対策に関する県、事業者、県民の責務を明確にするとともに、全ての主体の自主的かつ積極的な取組を促すため、地球温暖化対策に特化した新たな条例を制定することが必要である。

なお、このような条例は、19の道府県において公布・施行されているところである。

2 生活環境保全条例の見直しの方向性

生活環境保全条例には、前述したとおり、既に地球温暖化対策に関する項目が定められている。このうち、第3章第1節「地球温暖化の防止」においては、県の地球温暖化防止に関する計画策定義務及び事業者による地球温暖化対策計画書の提出制度が定められているが、これらは地球温暖化対策の中核的な制度と位置付けられることから、生活環境保全条例から切り離し、地球温暖化対策に特化した新たな条例に位置付けるべきと判断した。

他方、第3章第1節の2「建築物に係る環境への負荷の低減」、同章第2節「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減」、同章第4節「循環型社会の形成」については、地球温暖化対策に関わるものではあるが、その目的は事業活動や日常生活

に伴う環境への負荷の低減全般にわたるものであることから、これらは引き続き生活環境保全条例において規定するものとした。

3 新たな条例に位置付けて各主体が取り組むべき事項

(1) 各主体の役割の明確化

各主体は、地球温暖化問題が喫緊の課題であることを認識し、自らの問題として自覚し、自主的かつ積極的に取り組むことで温室効果ガスの排出を抑制していくことが必要である。

このため、各主体の責務を次のような形で新たな条例に定めることが適当である。

ア 県の責務

県は、中長期的な観点を含む総合的かつ計画的な地球温暖化対策を定め、これを県民、事業者、市町村、民間団体等との連携・協働により推進すること。

また、市町村、事業者その他民間団体による地球温暖化対策が効果的に促進されるよう、助言その他必要な支援をすること。

さらに、事業者の立場として、事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制等のための施策を率先して実施すること。

イ 県民の責務

県民は、日常生活における自らの行動が地球温暖化に影響を及ぼし得ることを認識し、温室効果ガスの排出抑制のために自主的かつ積極的に行動するとともに、県の地球温暖化対策に協力すること。

ウ 事業者の責務

事業者は、自らの事業活動が地球温暖化に影響を及ぼし得ることを認識し、温室効果ガスの排出抑制のために自主的かつ積極的に行動するとともに、県の地球温暖化対策に協力すること。

(2) 暮らしにおける地球温暖化対策

ア 低炭素型ライフスタイル^{※1}への転換

家庭における地球温暖化対策の取組は、県民一人一人の日常生活の中での行動によるところが大きく、県民が地球温暖化問題を自らの問題として捉え、日頃から省エネ行動を実践することが必要である。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

県民は、家庭におけるエネルギー使用量を把握するとともに、健康等に十分に配慮しつつ、低炭素型ライフスタイルへの転換を図るよう努めること。

※1：低炭素型ライフスタイルの例

省エネルギーや節電の徹底、古い家電製品を高効率・省エネルギー性能に優れた家電製品への買い替え、環境性能・省エネ性能の高い住宅や設備（給湯器・窓・壁等）の選択、公共交通機関や自転車等の利用 等

イ 家電製品の省エネ情報提供の促進

家電製品の消費電力は年々改善されており、家庭におけるエネルギー消費の削減のためには、県民が、家電製品を購入する際、省エネ性能、ランニングコスト等を正しく理解した上で製品を選択することによって、省エネルギー性能に優れた最新機器への更新を促すことが必要である。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

家電製品を販売する事業者は、購入しようとする県民に対し、適切な情報提供に努めること。

(3) 事業活動における地球温暖化対策

ア 低炭素型の事業活動の促進

温室効果ガスの総排出量を削減する上では、県内における温室効果ガス排出量の5割以上を占める産業部門や、総床面積の増加に伴って排出量が増加している業務部門における温室効果ガスの排出抑制に係る取組が重要となる。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

事業者は、自らのエネルギー使用量を把握し、エネルギーの管理を徹底し、省エネルギー化に積極的に取り組むことによって、事業活動の各過程における温室効果ガスの排出量を抑制するよう努めること。

一方、生活環境保全条例の定める地球温暖化対策計画書制度は、地球温暖化対策事業者^{※2}が自らの温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、自らの削減計画を立てその実施状況を確認することにより、自主的に削減取組を進めることを目的として、地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書（以下「計画書等」という。）の提出を義務付けている。

この制度により、地球温暖化対策事業者全体の温室効果ガス排出量は直近の3年間で約3.3%削減されており、一定の効果があると評価できる。しかし、次のような課題も認められる。

- ・地球温暖化対策事業者から県に提出された計画書等については、県が受付時に内容を確認し、公表しているものの、事業者の温室効果ガス排出削減に対して助言等を行う制度となっておらず、事業者の改善意欲の醸成につながっていない。
- ・現行制度では、県と地球温暖化対策事業者が相互に意見交換するような双方向の関係性がなく、県と事業者が一緒になって温室効果ガス削減対策を検討する支援体制が確立できていない。

※2：地球温暖化対策事業者

- ・県内の全ての事業所で使用するエネルギー使用量の年度の合計が、原油換算で1,500k1以上の事業者
- ・県内の全ての事業所で排出する6.5ガス（非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）の年度もしくは年間の合計が、ガスの種類ごとに3,000t-CO₂以上かつ従業員数が21人以上の事業者

こうした課題に対しては、次のような方向で見直した上で、生活環境保全条例から切り離し、地球温暖化対策に特化した新たな条例に位置付けることが適当である。

① 県は、客観的な指標を用いて地球温暖化対策事業者の計画書等の内容を評価し、その結果を公表すること。

優れた取組には一定のインセンティブを与えるなど、取組を「見える化」することで、事業者のより一層の取組意欲を醸成することができ、他の事業者への波及効果も期待できる。

この際、地球温暖化対策事業者が自らの削減対策の実施状況を容易に確認できる提出様式に変更するなど、その内容を改めることも必要である。

② 県は、事業者の協力を得ながら、必要に応じて資料提供を受け、又現地確認をすることにより、適切な削減対策を助言できるようにすること。

適正な削減対策を助言できるようにすることで、県と地球温暖化対策事業者が相互に意見交換するような双方向の関係性を構築し、地球温暖化対策事業者による効果的な削減対策を促すことができる。

③ 地球温暖化対策事業者以外の中小規模事業者もこの制度を活用できるようにすること。

中小規模事業者がこの制度を活用することによって、温室効果ガス削減対策への取組意欲の向上が期待できる。

イ 低炭素型の技術・製品・サービスの供給の促進

国内を代表するモノづくり地域である愛知県の事業者は、地球温暖化対策に寄与する優れた環境技術を有しており、こうした技術力を生かして国内外の温室効果ガスの削減に貢献していくことが今後も必要である。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

事業者、大学、研究機関、県等が連携・協働して、地球温暖化対策に寄与する技術の研究開発やその普及に努めること。

ウ 行政による率先取組の推進

県は、業務部門における上位の多量排出事業者であることから、県自らも、その事務及び事業における、温室効果ガスの排出抑制を図る必要がある。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

県は、省エネルギー等の地球温暖化対策に率先的に取り組み、その対策を地域全体に及ぼすよう努めること。

(4) 自動車利用と地域づくりに係る地球温暖化対策

ア 環境負荷の低い交通・運輸への転換

県内では、他の大都市圏に比べて自動車の利用割合が非常に高いことから、温室効果ガスの排出削減のため、自動車への過度の依存を抑制する対策が必要である。

このため、温室効果ガスの排出削減に特化した対策として、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

事業者は、従業員の通勤や、顧客のショッピングの交通手段として、公共交通機関の利用を促すよう努めること。

イ 自動車使用に伴う環境負荷の低減

県内では、近年の自動車燃料エネルギー消費量に減少傾向はみられないことから、エネルギー効率に優れる次世代自動車等の普及拡大を始め、自動車からの温室効果ガスの排出量を着実に削減する取組が今後も必要である。

このため、温室効果ガスの排出削減に特化した対策として、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

県は、事業者と連携して、県民に対し、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の普及促進を図るよう努めること。

ウ 環境負荷の少ない都市づくりの推進

地域において効率的なエネルギーの利用がなされるなど、都市全体で温室効果ガスの排出抑制を図ることが重要である。そのためには、県は、都市づくりの主体である市町村と連携して、地域の特性を生かした環境負荷の少ない都市づくりを積極的に進め、複数の施設・建物における電気、熱などのエネルギー融通や地域熱供給の導入などの面的な取組や、輸送人員一人当たりの温室効果ガス排出量の少ない鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性の向上などの取組を推進することが必要である。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

県は、都市づくりの主体である市町村と連携して、環境負荷の少ない都市づくりに努めること。

(5) 低炭素なエネルギーの推進

新たな戦略の下、地球温暖化対策を推進するには、徹底した省エネルギーとあわせて再生可能エネルギー、未利用エネルギー、水素エネルギー等の低炭素なエネルギーの導入拡大が不可欠である。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

県、県民及び事業者は、低炭素なエネルギーの積極的な導入に努めること。

(6) 温室効果ガスの吸収源対策

地球温暖化対策の推進に当たっては、温室効果ガスの排出抑制の取組の他に、森林や農地、緑地、草地土壌の吸収源としての役割を十分理解した上で、対策を講じていくことが重要不可欠である。

とりわけ、森林の吸収量は大きく、県では、森林の適正な保全を図るため、「あいち森と緑づくり税」を活用し、森林整備が困難な奥地や作業性の悪い公道沿い等といった場所において、森林組合等の事業者と協力しながら間伐等の森林整備等に取り組んでいるところである。また、市町村、NPO、ボランティア団体の自主的な森林の保全活動についても支援を行っている。

森林による吸収作用を増加させるためには、適切な森林整備や木材利用を一層推進することが必要である。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

県民、事業者は、相互に連携して森林の整備及び県産材の利用の推進に努めること。

(7) 低炭素社会の形成に向けた人づくり（環境学習・教育）

地球温暖化対策は長期にわたって取り組んでいく必要があり、県民一人一人に低炭素型ライフスタイルへの転換を促すためには、次代を担う青少年たちが低炭素型の価値観を身につけることが特に重要である。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

県は、事業者、民間団体等と連携し、県民への普及啓発や学習の機会の充実を図るとともに、県が指定した地球温暖化防止活動推進センターを拠点とするなどして、専門的知識や経験を有する人材を育成するよう努めること。

(8) 気候変動の影響への適応

前述したとおり、我が国では、COP21 開催に先立ち 2015（平成 27）年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定した。そこでは、地方公共団体について、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視、気候変動の影響評価を行い、その結果を踏まえて総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされている。

さらに、2018（平成 30）年 2 月に「気候変動適応法案」が閣議決定され、今後、国会において成立することが見込まれている。同法案では、国に対しては、「気候変動適応に関する計画（気候変動適応計画）」の策定義務を課し、地方公共団体に対しては、地域気候変動適応計画の策定や気候変動適応の情報の提供等に努めることを求めている。

このため、次のような規定を新たな条例に定めることが適当である。

県は、関係機関との連携・調整の下で、気候変動の影響への適応策を講ずるよう努めるとともに、県民、事業者等への必要な情報の提供に努めること。

また、知事は、気候変動の影響に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため気候変動適応計画を定めること。

(9) 地方自治体実行計画の策定等

生活環境保全条例では、前述したように、知事は、地球温暖化の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を定め、施策を推進することとされている。(本中間とりまとめ4頁参照)

これは、地球温暖化対策の中核的な制度と位置付けられていることから、この規定を生活環境保全条例から切り離し、地球温暖化対策に特化した新たな条例に位置付けることが適当である。

4 生活環境保全条例により取り組むべき事項

(1) 環境に配慮した建築物の普及

生活環境保全条例では、一定規模以上の建築物の新築、増築又は改築をしようとする者に対し、環境配慮計画書の提出を義務付けるとともに、一定規模未満には「特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱」に基づき環境への配慮を求めている。

環境に配慮した建築物の普及は、地球温暖化対策だけでなく、資源のリサイクルや緑化、景観への配慮など総合的な環境性能に優れた建築物の普及という枠組の中で検討することが必要である。こうしたことから、引き続き、生活環境保全条例等により運用していくことが適当である。

(2) 自動車の使用に伴う環境負荷の低減

ア 自動車の走行量の抑制

生活環境保全条例において、自動車を使用する者に対し、自動車を効率的に利用するとともに、自動車の使用に代えて公共交通機関の利用に努めることが規定されている。

自動車の走行量の抑制は、地球温暖化対策だけでなく、自動車の運行に伴う窒素酸化物、粒子状物質等の対策と一体的に推進する必要がある。こうしたことから、引き続き、生活環境保全条例により運用していくことが適当である。

イ 自動車使用に伴う環境負荷の低減

生活環境保全条例において、自動車の駐停車時の原動機の停止や、低公害車の導入義務等が規定されている。

こうしたことは、地球温暖化対策だけでなく、自動車の運行に伴う窒素酸化物、粒子状物質等の対策と一体的に推進する必要がある。従って、引き続き、生活環境保全条例により運用していくことが適当である。

(3) 廃棄物由来の二酸化炭素対策

生活環境保全条例では、循環型社会の形成を推進するため、日常生活や事業活動に係る廃棄物の発生抑制等に努めることが規定されている。

廃棄物由来の二酸化炭素対策は、地球温暖化対策といった側面以上に、循環型社会の形成といった観点から廃棄物政策全般の中で推進されるべきである。従って、引き続き、生活環境保全条例により運用していくことが適当である。

現在の地球温暖化対策計画書制度の概要

温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者（地球温暖化対策事業者）に対し、温室効果ガス削減についての地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書の提出を義務付けるもの（平成 16 年 4 月施行）。対策事業者が自らの排出状況を把握し、自らで削減計画を立て、自らで実施状況を確認、さらなる改善を図ることで、排出量削減を達成することを目的とする。

【対象事業者の条件】（平成 29 年度当初時点で 735 事業者が対象〔名古屋市を除く〕）

- ・ 県内の全て（名古屋市を除く）の事業所で使用するエネルギー使用量の年度の合計が、原油換算で 1,500k1 以上の事業者
- ・ 県内の全て（名古屋市を除く）の事業所で排出する 6.5 ガス*の年度もしくは年間の合計が、ガスごとに 3,000t-CO₂ 以上かつ従業員数が 21 人以上の事業者
 - ※非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素

根 拠： 県民の生活環境の保全等に関する条例第 73 条～75 条
第 104 条、第 113 条、第 114 条

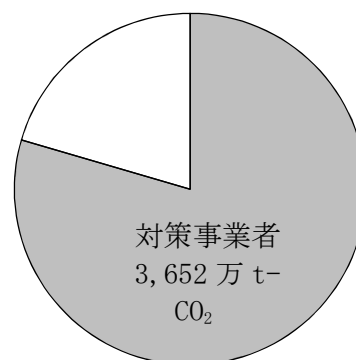
適用範囲：名古屋市を除く県内全域

規 定：① 地球温暖化対策計画書・実施状況書の作成・提出
（計画期間：原則 3 年ごと）
② 事業者による計画書等の公表の努力義務
③ 計画書等の未提出者への勧告
④ 必要な報告の徴取
⑤ 罰則（報告の徴取に応じない、もしくは虚偽の報告）

【地球温暖化対策事業者の温室効果ガス排出量】

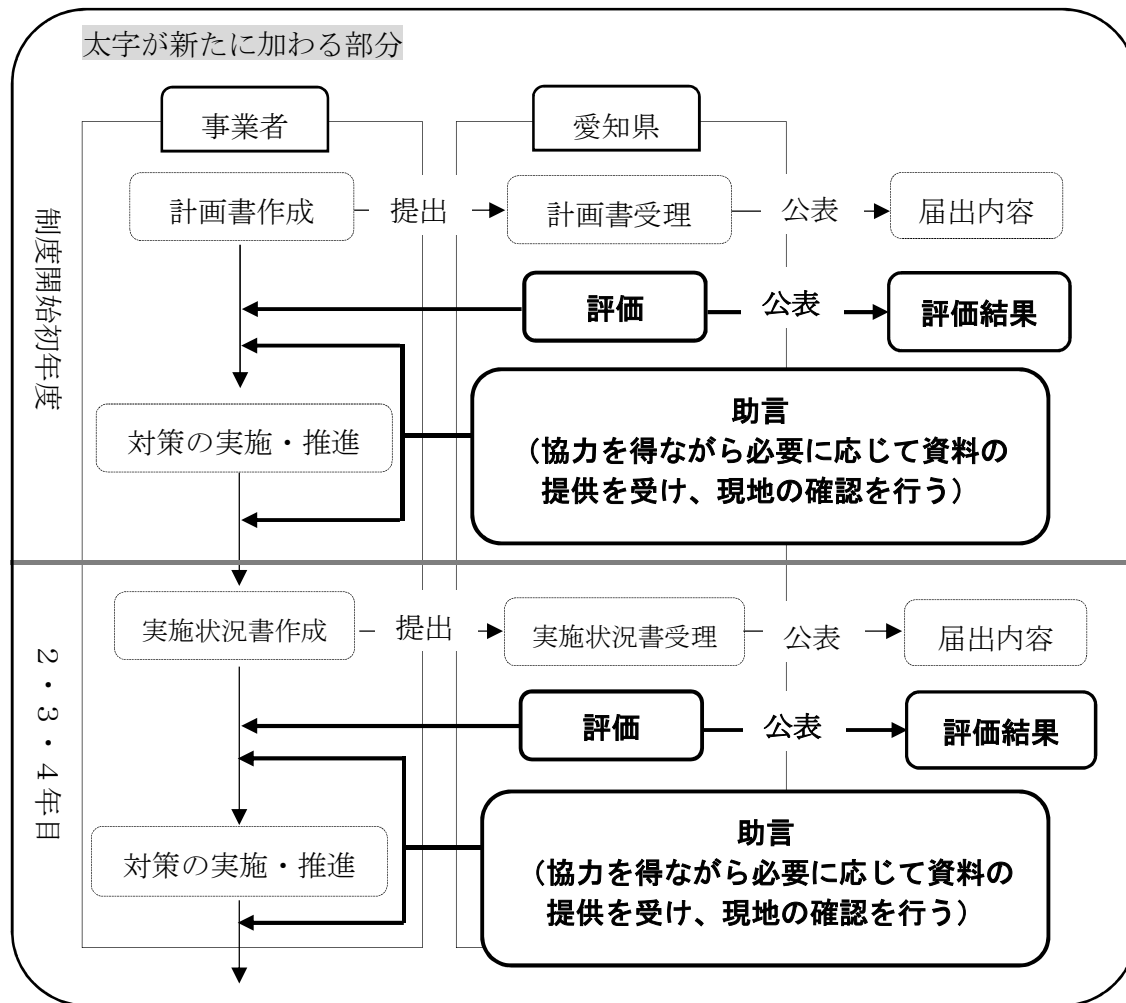
対策事業者の排出量は 3,652 万 t-CO₂ であり、
県内の産業・業務部門排出量（名古屋市分除く）
4,593 万 t-CO₂ の約 8 割を占める。

そのため、対策事業者の削減量は、県の産業・
業務部門の削減量に大きく寄与する。



産業・業務部門 GHG 総排出量
4,593 万 t-CO₂
（平成 26 年度、名古屋市分除く）

今後の地球温暖化対策計画書制度のイメージ



※ 4年目は次期計画書作成も同時進行

愛知県環境審議会総合政策部会における審議経過

開催年月日等	審議事項
<p style="text-align: center;">諮問</p> <p>平成30年1月22日</p>	<p>「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について」 知事からの諮問</p>
<p style="text-align: center;">第1回</p> <p>平成30年2月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部会長代理の指名について ○ 愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について
<p style="text-align: center;">第2回</p> <p>平成30年2月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策推進のために条例に位置付ける項目(案)について ○ 地球温暖化対策計画書制度の見直しについて
<p style="text-align: center;">第3回</p> <p>平成30年3月16日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について」(中間とりまとめ)(案)
<p>パブリック・コメント</p> <p>平成30年4月9日～ 平成30年5月8日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について」(中間とりまとめ)に対する県民意見の募集について
<p style="text-align: center;">第4回</p> <p>平成30年5月24日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について」(報告)(案)

愛知県環境審議会 総合政策部会 構成員名簿

(平成30年4月1日現在)

区 分	氏 名	職 業
部会長	あおき きよし 青木 清	南山大学法学部教授
委員	いながき たかし 稲垣 隆司	岐阜薬科大学学長
同	いむら ひでふみ 井村 秀文	名古屋大学名誉教授・横浜市立大学学長補佐
同	おおいし やさき 大石 弥幸	大同大学情報学部教授
同	おだ せんいち 織田 銚一	元名古屋大学大学院教授
同	こじま なかお 小嶋 仲夫	名城大学名誉教授
同	たけうち つねお 竹内 恒夫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
同	だいてう けんじ 大東 憲二	大同大学情報学部教授
同	ながせ ひさみつ 永瀬 久光	岐阜医療科学大学保健科学部教授
専門委員	おじま しげき 尾島 茂樹	名古屋大学大学院法学研究科教授
同	そやま かおる 祖山 薫	一般社団法人中部経済連合会産業振興部長
同	たけうち やすこ 竹内 康子	愛知県地域環境保全委員
同	みしま かずひろ 三島 和弘	日本労働組合総連合会愛知県連合会事務局長

(区分別に五十音順、敬称略)